

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

政府が認定した拉致被害者17名のうち、本県関係者が5名を占め、そのうち、横田めぐみさんや曾我ミヨシさんはいまだ帰国を果たしていません。さらに、新潟県警が拉致の可能性を排除できない事案として捜査を行っている本県関係者は特定失踪者6名を含めて27名に上ります。本県にとって拉致事件は非常に重大な問題であり、国政の課題が山積する中であっても、拉致問題を埋没されてはなりません。

菅総理は、就任記者会見で、拉致問題に関して「米国などの関係国と緊密に連携する」と述べ、全ての拉致被害者の一日も早い帰国に向け全力を挙げる考えを示しました。また、再度拉致問題担当大臣に就任した加藤官房長官も会見で、米国など関係国としっかりと連携をとっていく考えを示し、「一刻の猶予もない」と解決に意欲を示しています。

拉致問題の解決に向けた進展が見られない中、本年6月、横田めぐみさんの父、滋さんが他界されました。被害者自身やその家族も高齢化しており、もはや一刻の猶予もない状況に置かれていることから、早急に拉致被害者及び特定失踪者全員の即時帰国を実現しなければなりません。

よって、国会及び政府におかれては、今後とも拉致問題を「最優先、最重要課題」と位置付け、米国をはじめとする国際社会と連携を強化し、圧力に重点を置いた姿勢を貫きつつ、対話も視野に入れたあらゆる手段を講じて、時機を逸することなく、拉致被害者及び特定失踪者全員の即時帰国を実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月22日

小千谷市議会議長 田 中 淳

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、
拉致問題担当大臣